

# 労働基準法 ワンポイント解説 2018 年版

法37条 割増賃金の割増賃金率(組み合わせの場合)の覚え方です。

表で覚えて、表を想起して対応します。

覚えるところは、

(1)「時間外」「休日」「深夜」の順番に下記の表を作り、25%、35%、25%と記載します。

(2)当然、ダブル箇所( )は、不要です。)

(3)組み合わせとして該当する箇所は、右端の3箇所ですが、割増賃金が発生するのは、①、②の2箇所

(4)

①:時間外+深夜(25+25=50%)

②:休日+深夜=(35+25=60%)

×:時間外と休日の組み合わせの割増賃金は、発生しません。

	時間外(25%)	休日(35%)	深夜(25%)
時間外(25%)		×	①
休日(35%)			②
深夜(25%)			

・時間外:法定労働時間を超えて労働させた場合

・休日:法定休日に労働させた場合

・深夜:深夜時間帯(原則:午後10時~午前5時まで)に労働させた場合